

記入不要

|    |    |  |  |
|----|----|--|--|
| 受番 | 付号 |  |  |
|----|----|--|--|

講習会受講申請書

令和8年9月〇〇日

久留米市長 宛て

申請者 住所  
氏名  
電話番号

受講票の送付先が住民票と異なる場合は  
こちらに送付先住所を記入

住民票と一致するよう記入

|                           |                      |                 |                    |
|---------------------------|----------------------|-----------------|--------------------|
| 講習会<br>受講者                | 住 所                  | 〇〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇—〇〇 |                    |
|                           | 氏 名                  | 筑後川 次郎          |                    |
|                           | 生 年 月 日              | 和暦〇〇年 〇〇月 〇〇日生  |                    |
|                           | 講習会課程の<br>一部免除の根拠    |                 |                    |
| 所 属 する<br>営 業 所           | 名 称                  | くるっぱ広告          |                    |
|                           | 代 表 者 氏 名            | 河童 次郎           |                    |
|                           | 所 在 地                | △△市△△町△△△—△△    |                    |
|                           | 屋 外 広 告 業<br>登 録 番 号 | ●●●号            |                    |
| 連 絡 先                     |                      | 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇    | 久留米市の<br>特例届出番号を記入 |
| 所属する会社や営業所が<br>ない場合は、記入不要 |                      |                 |                    |

以下に該当する場合は、  
その資格名等を記入  
「一級建築士」「二級  
建築士」「木造建築  
士」  
「電気工事士」「第1  
種電気主任技術者免  
状」「第2種電気主任  
技術者免状」「第3種  
電気主任技術者免状」  
「帆布製品製造取付け  
に関する職業訓練指導  
員免許者、同技能検定  
合格者、同修了証書の  
交付者」

- 注 1 講習会受講者の本人確認ができるもの（住民票抄本等）を添付又は提示してください。
- 2 講習会課程の一部免除については、裏面を参照してください。

添付書類として、  
「住民票抄本等」（マイナンバー及び本籍の記入がないもの）  
「資格証の写し」（建築士など講習会課程が一部免除される資格を有する場合）

(裏)

講習会課程の一部免除区分

〔下記の資格等をもっている方に限り講習会の課程のうち屋外広告物の施工に関する事項の免除申請ができます。〕

久留米市屋外広告物条例施行規則第31条第1項

第1号 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

ア 一級建築士

イ 二級建築士

ウ 木造建築士

第2号 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

第3号 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号の第1種電気主任技術者免状、同項第2号の第2種電気主任技術者免状又は同項第3号の第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

第4号 帆布製品製造取付けに関し、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練の修了証書の交付を受けた者

注 資格等を証する書類の写しを申請書に添付してください。なお、提出が困難な場合は、窓口で提示の上、係員の確認を受けてください。